

会議録

会議の名称	平成30年度 第3回 入札不正行為排除・防止検証委員会
開催日時	平成30年12月21日（金） 午前10時から午前11時30分まで
開催場所	別館4階 第2委員会室
出席者	山本会長 水本副会長 井上委員 泉水委員 松島委員
欠席者	なし
案件名	1 入札不正行為排除・防止に向けたマニュアルの作成について 2 検討内容の中間集約について 3 その他
提出された資料等の名称	1 「入札不正行為排除・防止マニュアル」の構成（案）について 2 庁内委員会報告書に対する委員会意見集約資料
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルの策定を進める。 ・ これまでの委員会における委員意見の集約を行う。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 （事務局）	総務部 人事課

審 議 内 容

山本会長：平成30年度第3回入札不正行為排除・防止検証委員会を開催いたします。まず委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：委員5名中5名に御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

山本会長：それでは、案件1の入札不正行為排除・防止に向けたマニュアルの作成について、事務局から説明をお願いします。

事務局：本日の案件に入る前に、前回、委員の皆様からいただいております課題について、報告させていただきます。

(工事価格等を含む情報の取扱いについて報告)

事務局：前回の会議での委員からの質問について、一部誤った回答がありましたので訂正させていただきます。工事発注課が回付します工事の施行決裁においては、工事価格等の金額を抜いた形で各関係課へ合議をもらっていますが、「金額が入っていない状態で、合議先である財政課の予算確認はどのように行うのか。」という委員からの質問について、事務局から、「当初予算の審査の段階で、大きな工事についてはおおよその金額を出しておりますので、設計後の金額がその範囲内かどうかを確認しています。」と回答させていただきましたが、その後、財政課へ確認をしたところ、正しくは「担当課から口頭で設計金額を把握し、その上で予算の範囲内かどうかを確認しています。」とのことでしたので、訂正させていただきます。

山本会長：これまでの説明について、何か御意見、御質問はございますか。

まず私から確認します。契約課の取扱いで最低制限価格をPドライブのエクセルで計算するとありますが、これは担当職員しか見ることができないんですか。

事務局：工事グループの職員しか見ることができません。

山本会長：それはパスワードで管理しているんですか。

事務局：パスワードでは管理しておりません。

山本会長：上書きされる前の情報は契約課の職員全員が見ることができるということですか。

事務局：そうです。

水本副会長：工事担当職員の共有というのは、まなび舎整備室の工事担当職員も含めてですか。

事務局：契約課内の工事担当職員のみです。

水本副会長：課内の工事担当職員というのは、その工事の担当職員1人か、あるいはその工事の担当でない他の工事担当職員もということですか。

事務局：全ての工事の担当職員です。

水本副会長：会長が聞かれた最低制限価格計算のようなものは、1回ごとにデータを消すようにすればいいんですね。自動計算をするための黒板みたいなものですから。

事務局：現在最後に計算したものが残ってしまっていますので、それを消すというのも1つの方法かと思います。

山本会長：パスワード有りのデータについて、パスワードの設定はどのような方法で行われていますか。各案件ごとに設定されているのですか。

事務局：契約課につきましては月毎に月別工事一覧表という1つのファイルを作成していますので、月毎にパスワードを設定しています。まなび舎整備室につきましては各職員が個人しか分からないパスワードを設定しています。

泉水委員：Pドライブに入るにはIDとパスワードが必要なんですか。

事務局：パソコンにログインするためにIDとパスワードが必要ですが、ログインすると、契約課の職員であれば全員が契約課のPドライブにアクセスできます。

山本会長：他にございますか。それでは、本日の案件1について御説明をお願いします。

事務局：(説明)

山本会長：ありがとうございます。この課題につきまして、意見や御質問をお聞かせいただきたいと思います。

松島委員：答申とは別にマニュアルを作成するというお話をされていましたが、委員会としては答申をお出しする、それに基づいてマニュアルができるということがゴールということでしょうか。

事務局：そういうイメージを持っております。委員の皆様からの御意見は答申に盛り込まれていくことになるとは思います。それをお伺いしながら、同時並行で職員向けのマニュアル作りも進めて行きたいと考えております。

松島委員：マニュアルはどれ位のボリュームになる想定をされていますか。

事務局：あまり多くの内容を盛り込んでしまうと、職員一人ひとりがその全てを理解して行動に移せるということになりませんので、簡潔にまとめた上で、必要な行動例を盛り込んだものを構築できればと思っております。

松島委員：せっかく良いものを作ったら、職員が読んでみようかなと思うような仕組みを考えた方が良くと思います。マニュアルを読んでもらえば答えられるクイズ形式のものを毎年受けてもらって考えてもらえばポイントが頭に入りますし、要点を説明したビデオを見てもらうといったことを行っている例もあります。一から作るのは大変ですが、このマニュアル案で書かれている内容は一般的なものがかなり多いので、国のマニュアル等で使えるものは使って、考えれば良いかと思えます。

水本副会長：たくさんの方が携わる場合はマニュアルを作ればいいですが、今回の場合は契約と工事の担当職員という限られた人達が対象ですし、仕組みを作って管理する立場の人と、その仕組みに従って作業をしなければならない人とがいて、同じマニュアルの中で質の違うものを一緒にするのは困難なように思います。他市に例があるなら否定はしませんが、あまりそれにこだわらず、仕組み作りをしっかりとってもらえたらと思います。

山本会長：松島委員のお話にあったとおり、答申は答申で、事実経過や全体の問題をまとめますが、そのエッセンスみたいなものをマニュアルの中に盛り込んで、分かりやすく作るということが重要になってくるのかなと思います。

他に何かございませんでしょうか。それでは、案件2の検討内容の中間集約について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明)

山本会長：では、資料の1の人材育成の視点について、何か御意見はございますでしょうか。こういう項目があったらどうかという点があれば、併せてお願いします。

水本副会長：どの項目に入るのかわかりませんが、人材育成や人事管理のところで良く出てくるのは、風通しの良い職場です。おかしいと思ったら言えるような、それを上司が受け止められるような、ということです。

事務局：(6)の不正行為の兆しを見逃さない組織風土に盛り込んでいく内容かと思います。

水本副会長：今回の事件でも事前に通報があつて、本人に聞いたらやっていないと言っているということで処理されましたが、職員の中には納得していなかった人もいたと思います。そういったことを議論できるような、吸い上げられるような職場にできれば。

松島委員：(6)に不正行為の兆しを見逃さないとありますが、それにとどまらず、横の繋がりをもっと作るとか、そういったものも含めて書いた方が、より広い範囲をカバーできると思います。隣の人何か不正をしているのではないかということを見逃さないということだけでなく、普段から意思疎通ができていればという部分も書いていただけると良いのではないかと思います。

山本会長：他に御意見はございませんでしょうか。この時間で検討するには時間が足りなかったところもあるかと思いますが、また何かありましたら、メールでいただけたらと思います。それでは、2の機密情報管理の視点に関して、御意見はございますか。

水本副会長：今回の案件では、こちらが肝だと思います。入札価格情報がお金相当なんですよ。それがお金でないために、パスワード管理や鍵をかけて管理しておけばいいではないかということになっていますが、職場からお金がなくなった時に問題となるのは、なぜ金庫に入れておかなかったのかと、管理の仕方が甘いということです。機密情報の管理の手法を徹底的に洗い直してやっていただきたいです。まず、機密情報はできるだけ限定する。公表後に作成するなどしてなくせるものはできるだけなくす、紙とデータがあるものはできるだけどちらかに減らす、見ることができる人もできるだけ減らす。見ることができる人は明確に決めておく。技術的、経費的な問題もあるかもしれませんが、見た人も分かるようにしておく。そういったことを徹底的にやっていただきたいと思いますので、この(1)の部分は充実させていただきたいと思います。

泉水委員：おっしゃるとおりだと思います。ただ、どこまで厳しくするべきかというのがポイントだと思います。例えば金額が付いているものは、契約担当課であれば決裁ライン上の人しか見ることができないとするのか、あるいは契約担当部署の職員であれば見ることができるとするのか。他市にアンケートをとっていただいた結果を見ると、ライン上の人しか見ることができないようにしている自治体は少数で、組織内職員で情報が共有されているものが過半数となっています。このアンケート結果の最大公約数のような情報管理の仕方、しかしながら、できるだけ不要なものは削除するとか、パスワード管理をするとか、知ることができる人を限定するといった方法になると思います。厳しくすればする

ほど問題は生じませんが、それにはコストがかかりますので、その辺りのバランスは必要かと思います。本件については、事実関係ははっきりしていませんが、特殊なケースだと思しますので、そのようなケースまで完全に回避できるような制度を作る必要まではないかと思っています。

山本会長：委員の御意見と重なる部分がありますが、どこから漏れたのかが後から確認できるような情報管理という視点も大事かと思います。

またこの点につきましても検討していただいて、御意見があればメールで議論したいと思います。続きまして、(3)の入札制度改革の視点に移りたいと思いますが、事務局から何か説明がありますか。

事務局：(説明)

山本会長：ただ今、(3)の入札制度改革の視点に関して説明がありました。事務局の考え方も触れていただきましたが、これを踏まえて、何か御意見がございますでしょうか。

井上委員：(5)の入札監視員の職務等というところで、今おっしゃった内容と、この取組みの方向性を書いてある内容が違うように思うのですが。ここには入札監視員がヒアリングを行うことが有効な手段であると書いてありますが。

事務局：意見集約資料にあります取組みの方向性は、9月の時点で庁内の入札制度改革検討部会で集約された内容として、現時点で事務局が考えているのが、本日御説明させていただいた内容でございます。

井上委員：この委員会でできることは限られていると思いますし、マニュアルで100%不正を排除するのは不可能だと思いますので、それを前提に作らざるを得ないと思います。今回の件も前々から情報が入っていて、調査していたにもかかわらず、こうしたことが起きているというのが一番大きなところなのかなと。それを防止するには、調査権限のある部門が調査をして、事案を明らかにしていけないといけないと思います。事前に情報が入った場合もそうですし、不正が起こった場合にも調査する部署を作ることです。職員が事情聴取をするのはできないと思いますので。意見集約資料には入札監視員がヒアリングをすると書かれていましたが、説明では権限がなく、あまり有効な手段と考えられないというお話がありましたので、気になりました。そうであれば、きちんと権限を定めてされればいいと思います。

泉水委員：職員の不正行為は他にも色々ありますよね。内部通報制度を通じて情報が入る場合もあると思いますが、その場合、市においてはどのような部署がどのような形で調査をされているのですか。

事務局：談合疑義情報が寄せられますと、庁内の談合情報対応緊急会議で審議しています。最終の判断につきましては、入札監視員の意見を聞いて決定しています。

泉水委員：談合疑義情報なら談合情報対応緊急会議といったように分けられているのですか。内部監査をするような部署はないのですか。

事務局：不正行為一般につきましては、内部通報制度で対応しております。内部通報制度は総務部コンプライアンス推進課で担当しております、事実確認は職員が行っているのが実情です。

泉水委員：そういうところの機能を強化するのが本筋ではという気もします。機能していませんでしたので。

水本副会長：コンプライアンス推進課は人事課とは別の課なんですか。

事務局：同じ部内の別の課です。

井上委員：同じ職員で人の責任を追及するのはみんなやりたくないと思いますので、それをきちんと権限と責任を持たせてやるべきだと思います。いただいた案にはそこがないのかなと思います。

山本会長：談合関係だと談合情報対応緊急会議、内部通報だとコンプライアンス推進課が担うとのことですが、他に縦割りになっているものはあるんですか。

事務局：全般的には内部通報制度がカバーしていますが、その中から契約については特別に別立てのものがあるという位置付けです。

山本会長：特別に談合情報対応緊急会議があるが、他は内部通報制度でやっていくという全体像ということですね。

泉水委員：談合情報に職員が関わっていることはあまり想定されていませんので、今回はむしろ内部通報制度やコンプライアンスの仕組みが機能すべきだったのではないですか。

山本会長：現在の枚方市の内部通報制度は、取引先も通報できるようにはなっているんですけども、過去に契約関係にあった業者からの通報を受け付ける制度はないわけですよ。外部通報窓口を設けている自治体もありますから、そういう制度も検討していく必要があるのかなとは思っています。全体の話になってきますので、どこまで具体的な提案ができるのかというのはありますけれども。人材育成の視点の(6)の不正行為の兆しを見逃さない組織風土とも関連してくるところだとは思っています。

松島委員：(3)の予定価格等の公表時期の見直しや(4)の最低制限価格等の算定方法の見直しについてですが、今回の委員会の目的は入札不正行為排除・防止の検証ですので、こういったことが起こらないためにどうすべきかという観点とすると、先ほど御提案いただいた方針で良いかと思います。ただ、入札制度をどうすべきかを考えると、総合評価制度を入れるとか、そういう方向でやるべきだと思います。それはおそらく今回の委員会の外の話になると思いますので、前回までに発言させていただいたことをここに書いていただき、検討していただけたらと思います。

泉水委員：(4)のところで、価格変動型については、平均値を取ることで積算が反映されず、きちんと積算できる業者が取れないという弊害があると聞いていますので、個人的には採用されない方がいいのかなと思っております。また低入札価格制度を拡大したいというお話ですが、低入札価格制度には2つのパターンがあって、1つは低入札価格調査をして、適正に履行できるかどうかを判断するという仕組みですが、この業者がこの工事について適正に履行することができないと言うには相当な証拠が要ると思いますし、普通はそのような判断をすることはできないと思います。もう1つは総合評価方式を導入する仕組みで、基準価格を下回った場合は総合評価の色々な部分で点数が大きく下がってしまうというこ

とになり、逆に言うなら最低制限価格と同じになってしまうのですが、個人的にはどちらも機能しないかと思imasuので、拡大されて本当にいいのかなと思imasu。

水本副会長：低入札価格制度を野放図に拡大する必要はないですが、ある程度金額を下げるなどの拡大は良いことかなと思imasu。そこで恣意が働いたらまずいので、落とす場合の基準を明確に定めれば、ある程度できるのではないかなと思imasu。また、一般競争入札の参加業者の範囲を拡大できないかと、市内業者が2社の場合に他の業者も対象とするとのことでしたが、2社は少なすぎると思imasu。あまり市内業者にこだわりすぎると今回の談合のような問題も出てきますので。他にランダム係数の関係ですが、反対意見もありますが、職員を守るためには導入すればいいと思imasu。数字が貴重だから業者が欲しがるのであって、建築工事は図面発注ですが、大阪府では参考数値を出しているんですね。それを入れたら簡単に積算できるので、それがいいのかどうかという問題はありませんが。予定価格等の事前公表には反対で、積算能力のあるところにといいことで、ある程度数量を示したらいいと思imasu。事件の対象工事のうち1つは1社以外は予定価格超過であり、1つは参加業者の25%しか予定価格以下最低制限価格までの範囲に入っていません。図面だけでは積算できない。難しすぎるんですね。難しかったら答えが欲しいと思うわけで、それなりの知識があったら計算できるという状況にしてあげたら。さらに数字の値打ちを落とすために、ランダム係数も検討していただけたらと思imasu。それから、入札監視員に工事案件の審査だけでなく制度の問題等も議論してもらうとか、庁内の入札に関わる審査会を充実させるとか、研修でヒヤリハットの議論を行うとか、他団体で事例が起こったら必ずケーススタディをするとか、そういうことも必要かなと思imasu。

松島委員：全般を通じて何らかの形で改善策を出されると思imasuので、それを検証する場が必要だと思imasu、それをこの委員会に持たせるのがいいのかどうかの議論は必要かもしれませんが。目的があって、方向があって、方針が決まると思imasuので、その目的に合うように変わっているかということ、年1回でも検証する仕組みを作ることが大事かなと思imasuので、それをどこかに盛り込んでいただければと思imasu。

事務局：現在でも契約制度の改正を行うに当たっては、入札監視員の意見を聞いている状況でございます。

山本会長：他に何か質問はございますか。1、2についても、他に何か御意見はございませんか。事務局におきましては、次回の会議の開催までに、委員の皆さんからいただいた御意見を集約していただきますようお願いいたします。それでは、案件3にその他とありますが、事務局から何かございますか。

事務局：（日程調整等）

山本会長：それでは、これをもちまして第3回入札不正行為排除・防止検証委員会を閉会します。ありがとうございました。